

定例監査結果報告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

ガス局

3 監査の期間

平成28年9月8日から平成28年12月7日まで

4 監査の範囲及び方法

平成28年度に執行された事務事業のほか、平成28年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、主として使用料等の徴収事務、契約事務、資産管理事務等について、抽出により、その諸帳簿、関係資料の調査を行うとともに、担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例及び意見は、次のとおりである。

(改善を要する事例)

(1) 不適切な随意契約について

予定価格が1件100万円以下の業務委託については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号により随意契約することができる。また、随意契約の予定価格は、同施行令に定める金額の範囲内で変更して契約することができることとされている。

ところが、契約原料課においては、リビング営業課発注の広報誌製作業務委託に係る契約において、4者による見積合わせを行ったところ、予定価格を超過したことから、増額変更して相手方を決定したが、同施行令に定める金額を超えて随意契約を行っていた。

随意契約の締結にあたっては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に定める要件に該当するか十分に吟味し、関係法令等に則り、適正に事務処理を行う必要がある。

(2) 事務事項審査委員会に付議する契約について

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件（以下「特例政令案件」という。）を同政令第11条第1項の規定により随意契約する場合は、事務事項審査委員会（以下「委員会」という。）に業者の決定について付議した上で、管理者の決裁を受ける必要がある。

契約原料課は、特例政令案件である「需要家関連各種システム及びネットワーク・パソコン運用業務」及び「需要家関連システム（ガスシステム改革対応）修正業務」の発注に当り、委員会にA社との特命随意契約について付議し、業者決定の承認を受けた。その後、A社及びB社から、A社の公共分野システム事業を平成28年4月1日からB社が承継することによる手配先変更の依頼文書が提出され、当該事実を認識していたにもかかわらず、同年4月1日付けでA社との契約締結について管理者の決裁を受けたが、B社との契約については委員会に付議せず、管理者の決裁を受けずに、契約書を取り交わした。

契約事務については、関係規定に則り、適正に事務処理を行う必要がある。

（意見）

(1) 出資団体の指導，調整等について

ガス局の出資団体である仙台ガスサービス株式会社においては、平成27年度に売上金にかかわる不正行為が発覚した。不正を防止し適正に業務を運営していくためには、チェック機能を強化することやコンプライアンス意識を浸透させること等、組織的な対応が必要である。

ガス局においては、所管の出資団体に対して、コンプライアンスの推進や適切な事業運営等について、なお一層指導，調整等を徹底することを望むものである。